

1. 日本産業看護学会 名簿管理規定

第1条 目的

この規定は会員の個人情報の管理について定め、その管理が適正に行われるようにすることを目的とする。

第2条 名簿管理・公表

1. 名簿の管理は、学会事務局が行う。
2. 名簿記載事項のうち、氏名と所属は学会ホームページで公表する（公表の同意が得られた者のみ）。

第3条 個人情報保護法の厳守

個人情報の項目、利用目的、収集方法等については「個人情報の保護に関する法律」に準じる。

第4条 個人情報の利用

1. 正会員（学生会員含む、以下同様）は名簿（氏名、所属、連絡先（所在地・電話番号・Eメールアドレス））を利用できる。正会員以外の第三者は原則利用できない。
2. 名簿の利用目的は、1）関連学会等の広報、2）調査・研究、3）その他、理事会で定めた事項、とする。
3. 名簿利用者は所定の申請用紙にて、利用目的、対象者、情報項目等を明確にし、事務局に申請する。申請方法等については別途規定する。
4. 申請審査は次の事項を確認し、理事会で利用の可否を審議する。
 - 1) 申請者の会員確認
 - 2) 利用目的の確認
 - 3) その他手続きに必要な事項の確認
5. 対象名簿は紙媒体にて発行する。電子媒体での提供は原則行わない。ただし、理事役員が本学会の事業のために必要とする場合を除く。

第5条 個人情報の管理

1. 情報の正確性・信頼性の維持向上に努めるため、定期的に全会員に情報確認作業を行う。
2. 安全管理
個人情報の漏洩、紛失、悪用、改ざん等を防止するため、次の制約を行う。
 - 1) 個人情報のデータ操作は原則として事務局員が行う。
 - 2) 事務局員(アルバイトも含む)、委託業者には機密保持契約書を結んだ上、委託する。

第6条 罰則

本会役員、事務局員等、個人情報に関わった者による個人情報の漏洩が発覚した場合、本会は当該者の学会での権利を剥奪し、法的措置を講じることができる。

第7条 改訂

この規定は理事会の審議と総会での決議を経て改訂できる。

付則

1. この規定は、平成 26 年 12 月 6 日から施行する。
2. 本会の会務の遂行に必要な役員、委員、評議員等の名簿に関しては会員名簿とは別に作成し、役員会、委員会、評議会等のみ使用可能とし、個人情報関連とは別とする。